

## 放課後等 デイサービスとは

### 放課後等デイサービスの役割

平成24年の法改正により、障がい児童の放課後の通所サービスは、児童福祉法が管轄するようになりました。『たまみずき』では、この新しい児童福祉法に基づき、「放課後等デイサービス」をご提供いたします。

もちろん、保護者の方や学校、他の福祉サービス事業者との連携を密にし、お子様にとってよりよいサービスの提供ができるよう、常に努力してまいります。

放課後等デイサービスでは、障がい児が必要とする、日常生活における基本的な生活動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。放課後活動的な側面もあります。「障がい児の学童保育」と言うと分かりやすいかもしれません。

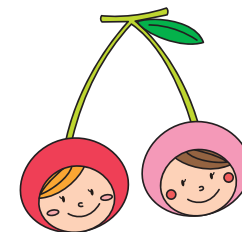
利用対象者は、療育の観点から個別療育・集団療育を行う必要が認められる児童です。特に「愛の手帳、療育手帳、身体障害者手帳」をお持ちでなくても、必要と認められれば利用することが可能です。

ご利用の際は、お住いの地域の福祉事務所に相談いただき、「障害児通所受給者証」を発行してもらってください。

## ■案内図■



## 放課後等デイサービス



# たまみずき

### 放課後等 デイサービス たまみずき

TEL 03-5923-7188

<http://tamamizuki.jp/>

〒177-0041 東京都練馬区石神井町7-32-7

Mail [info@tamamizuki.jp](mailto:info@tamamizuki.jp)

FAX 03-5923-7189

- ・たまみずき ケアサポート (居宅介護、移動支援)
- ・たまみずき 相談支援事業所
- ・たまみずき 子育て支援ヘルパー事業

東京都練馬区石神井台 3-2-18

TEL 03-5923-9186 FAX 03-5923-9194

HP <http://care.tamamizuki.jp/>

Mail [info@care.tamamizuki.jp](mailto:info@care.tamamizuki.jp)

たまみずき

東京都指定 事業所番号

1352000093